

委 託 仕 様 書

第1章 総 則

第1条 受託者は、仕様書、図面（以下「設計図書」という。）に基づいて本市監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い、誠実に業務を履行すること。

第2条 受託者は、本業務において次の関係書類を提出すること。

1. 業務着手時に提出する書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1)着手届 | 1 部 |
| (2)業務責任者届 | 1 部 |
| (3)委託作業表 | 1 部 |
| (4)再委託届 (再委託をする場合) | 1 部 |
| (5)資格者証の写し | 1 部 |
| (6)使用材料承諾願 | 1 部 |
| (7)その他監督員が指示する書類 | 1 式 |

2. 業務完了時に提出する書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1)完了届 | 1 部 |
| (2)現場写真帳 (カラー、工程毎) | 1 部 |
| (3)作業日報 | 1 部 |
| (4)その他監督員が指示する書類 | 1 式 |

第3条 業務責任者の届け出は、書類にて提出し承諾を得ること。

業務責任者は現場作業履行中は現場に常駐し、業務履行に関する一切の事項を処理すること。

第4条 業務履行の順序方法等については、あらかじめ本市の承諾を受けるものとする。

第5条 受託者は、業務の実施に当たり有資格者等を必要とする場合は、関連法規の定めるところに従い該当資格者を充て履行の適性を期すること。

なお、有資格者を証する書類の写しを提出し、承諾を得ること。

第6条 受託者は、業務履行に際して既設工作物等に損傷を与えた場合は、受託者において弁償、原形復旧すること。

第7条 本業務履行上あるいは使用上、変更が生じた場合は、監督員と協議し指示に従うこと。

第8条 受託者は、業務履行終了後、速やかに整理、整頓、清掃等を行うこと。

第9条 受託者は、業務履行にあたり安全管理に注意をはらい、労働安全衛生法関係法令を遵守し事故等が起きないよう万全の措置を講ずること。

第10条 委託業務名 岡東浄化センターほか植栽管理業務委託

委託業務場所	岡東浄化センター	岡山市東区升田614番地11
	岡東浄化センターポンプ場	岡山市東区升田614番地11
	吉井川浄化センター	岡山市東区西大寺新地376番地
	金岡ポンプ場	岡山市東区金岡東町一丁目4番31号
	政津ポンプ場	岡山市東区政津566番地2
	瀬戸浄化センター	岡山市東区瀬戸町江尻980番地

委託期間 令和9年3月16日まで

第2章 履行細則

第11条 業務目的

修景木・緑化木として植栽の管理を行い、各浄化センター及び各ポンプ場等の周辺環境の美化を図るもの。

第12条 業務内容 (作業範囲・対象樹木は、添付図面及び樹木管理表、施工要領のとおりとする。)

1 岡東浄化センター（岡山市東区升田614番地11）

① 剪定

高木（幹周 60 c m以上 120 c m未満）	（夏季剪定）	15	本
高木（幹周 60 c m未満）	（夏季剪定）	11	本
中低木（樹高 2 m 以上）	（夏季剪定）	8	本
中低木（樹高 1 m 以上 2 m 未満）	（夏季剪定）	17	本
中低木（樹高 1 m 未満）	（夏季剪定）	4	本
高木（幹周 60 c m以上 120 c m未満）	（冬季剪定）	0	本
高木（幹周 60 c m未満）	（冬季剪定）	4	本
寄植	（夏季剪定）	137.2	m ²

② 病虫害防除 2回 （夏季1回・冬季1回）

病虫害防除は、カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。

高木（幹周 60 c m以上 120 c m未満）	18	本
高木（幹周 60 c m未満）	41	本
中低木（樹高 2 m 以上）	17	本
中低木（樹高 1 m 以上 2 m 未満）	39	本
中低木（樹高 1 m 未満）	13	本
寄植	313.0	m ²

2 岡東浄化センターポンプ場（岡山市東区升田614番地11）

① 剪定

高木（幹周 60 c m以上 120 c m未満）	（夏季剪定）	0	本
高木（幹周 60 c m未満）	（夏季剪定）	0	本
中低木（樹高 2 m 以上）	（夏季剪定）	0	本
中低木（樹高 1 m 以上 2 m 未満）	（夏季剪定）	0	本
中低木（樹高 1 m 未満）		0	本
寄植（公園を含む）	（夏季剪定）	770.3	m ²
高木（幹周 60 c m以上 120 c m未満）	（冬季剪定）	1	本
高木（幹周 60 c m未満）	（冬季剪定）	0	本
中低木（樹高 2 m 以上）	（冬季剪定）	30	本
中低木（樹高 1 m 以上 2 m 未満）	（冬季剪定）	14	本
中低木（樹高 1 m 未満）	（冬季剪定）	0	本

② 病虫害防除 2回 （夏季1回・冬季1回）

病虫害防除は、カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。

高木（幹周 60 c m以上 120 c m未満）	4	本
高木（幹周 60 c m未満）	18	本
中低木（樹高 2 m 以上）	43	本
中低木（樹高 1 m 以上 2 m 未満）	60	本
中低木（樹高 1 m 未満）	2	本
寄植	658.8	m ²

（公園も含む）

3 吉井川浄化センター（岡山市東区西大寺新地376番地）

① 剪定

2回 （夏季1回・冬季1回）

夏季剪定

高木（幹周 60 c m未満）	2	本
-----------------	---	---

冬季剪定

寄植	16.0	m ²
----	------	----------------

②	除草		(夏季1回)	
	機械除草 (ハンドガイド式・雑草地)	11,849.0	m ²	
	機械除草 (肩掛式・インターロッキングブロック舗装部)	18.6	m ²	
	除草		(冬季1回)	
	機械除草 (ハンドガイド式・雑草地)	11,849.0	m ²	
③	除草剤散布 (ラウンドアップマックスロード)		(夏季1回)	
	除草剤散布 (インターロッキングブロック舗装部)	18.6	m ²	
④	病虫害防除	2回	(夏季1回・冬季1回)	
	病虫害防除は、カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。			
	高木 (幹周 60 c m未満)	483	本	
	寄植	16.0	m ²	
4	金岡ポンプ場 (岡山市東区金岡東町一丁目4番31号)			
①	剪定			1回
	高木 (幹周 60 c m未満)	(夏季剪定)	33	本
	寄植	(夏季剪定)	25.0	m ²
②	病虫害防除	2回	(夏季1回・冬季1回)	
	病虫害防除は、カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。			
	高木 (幹周 60 c m未満)	33	本	
	寄植	25.0	m ²	
③	除草及び除草剤散布		1回	
	抜根除草 (手抜き)	103.0	m ²	
	機械除草及び除草剤散布	43.0	m ²	
5	政津ポンプ場 (岡山市東区政津566番地2)			
①	剪定			1回
	高木 (幹周 60 c m未満)	(夏季剪定)	15	本
	高木 (幹周 60 c m未満)	(冬季剪定)	25	本
	寄植	(夏季剪定)	56.0	m ²
	寄植	(冬季剪定)	44.0	m ²
②	病虫害防除	2回	(夏季1回・冬季1回)	
	病虫害防除は、カイガラムシ類、アブラムシ類、ケムシ類他の防除を行う。			
	中低木 (高木相当) 及び高木 (C=60 c m未満)	41	本	
	寄植	100.0	m ²	
③	除草		1回	
	抜根除草 (手抜き)	337.0	m ²	
	機械除草 (肩掛け草刈機による)	67.0	m ²	
6	瀬戸浄化センター (岡山市東区瀬戸町江尻980番地)			
①	剪定			1回
	高木 (幹周 60 c m以上 120 c m未満)	(夏季剪定)	42	本
	高木 (幹周 60 c m未満)	(夏季剪定)	0	本
	高木 (幹周 60 c m以上 120 c m未満)	(冬季剪定)	0	本
	高木 (幹周 60 c m未満)	(冬季剪定)	0	本
②	病虫害防除	2回	(夏季1回・冬季1回)	
	高木 (幹周 60 c m以上 120 c m未満)	42	本	
	高木 (幹周 60 c m未満)	0	本	

第13条

1 剪定

- ① 高中木の剪定、刈込みには、ひこばえ、胴ぶき枝、枯れ枝等、車両や人の通行の支障となる枝の剪定等を含むものとする。
- ② 用水等水辺での作業に際しては、剪定枝等を水中に落とさないこと。
- ③ 剪定枝等廃材は、即日場外搬出・処分し、場内に仮置きしないこと。
また、その処分は、受託者の責において関係法規を遵守し、適正に処分すること。
- ④ 花木類の刈込み選定にあたっては、樹種に応じて適切な作業日程を計画すること。
- ⑤ 作業の実施にあたっては、周辺住民及び来場者等に、剪定枝の落下等による迷惑を余裕距離をかけることのないように十分注意すること。
- ⑥ 敷地外、場外道路、電線類への枝のはみ出し、干渉については、監督員と協議し余裕距離をとって剪定すること。
- ⑦ 作業中は必要に応じて安全ベルト、保護マスク、保護ネガネ、ヘルメット等を着用すること。

2 病虫害防除

- ① 保護マスク・防護メガネ等を着用して、薬剤の吸飲及び体への付着がないようにすること。
- ② 時間帯、風向き等を考慮して、薬剤の飛散防止に留意し、トラブルを未然に防ぐこと。
- ③ 主幹、徒長枝、ヤゴ、胴吹枝を問わずまんべんなく散布する。
- ④ 天候が不順（風雨等）となった場合は、たとえ作業中であっても作業を中止すること。
- ⑤ 天候不順により防除効果が期待できない場合、若しくは、散布後3時間以内に降雨があった場合は、改めて同じ作業をおこなうこと。
- ⑥ 防除回数・時期・薬剤等は、業務内容のとおりとするが、樹木に病虫害が発生した場合は、随時防除措置をとること。
- ⑦ 使用する薬剤については、作業前に使用材料承認願を提出し、監督員の承認を受けること。
- ⑧ 外周柵周辺の薬剤防除において、柵外に迷惑が生じると思われる場合は柵外から防除を行い、敷地周辺の住民・通行人等に迷惑をかけないようにすること。
- ⑨ 薬剤防除については、病虫害の種類及び状況を的確に判断し、最適な履行方法があれば、薬剤の種類及び防除時期等を提案すること。
提案及び現場の状況により、監督員と協議のうえ変更するものとし、変更薬剤については、使用材料承認願を提出し、監督員の承諾を受けること。
- ⑩ 病虫害防除に使用する薬剤の希釈倍率は、概ね下記のとおりとする。なお、使用する薬剤は、作業前に使用材料承諾願を提出し、監督員の承諾を受けること。

夏季使用薬剤

1. マツグリーン液剤2	250	倍液
2. 展着剤	10,000	倍液

冬季使用薬剤

1. マシン油乳剤（97%）	20	倍液
----------------	----	----

3 除草剤散布

- ① 保護マスク・防護メガネ等を着用して、薬剤の吸飲及び体への付着がないようにすること。
- ② できるだけ無風に近い日に散布するようにして、樹木に対して除草剤が飛散しないようにすること。
- ③ 天候が不順（風雨等）となった場合は、たとえ作業中であっても作業を中止すること。
- ④ 天候不順により防除効果が期待できない場合、若しくは、散布後3時間以内に降雨があ

った場合は、改めて同じ作業をおこなうこと。

- ⑤ 使用する薬剤については、作業前に使用材料承認願を提出し、監督員の承認を受けること。
- ⑥ 樹木周辺に除草剤を散布する場合は、噴霧機の薬剤噴霧高さ及び噴霧圧を下げ散布し、樹木への飛散による薬害をできるだけ低減すること。
場合によっては、樹木を除草剤から保護するための移動式の簡易遮断壁を設けて散布すること。
- ⑦ 外周柵周辺の薬剤防除において、柵外に迷惑が生じると思われる場合は柵外から防除を行い、敷地周辺の住民・通行人等に迷惑をかけないようにすること。
- ⑧ 薬剤防除については、病害虫の種類及び状況を的確に判断し、最適な履行方法があれば、薬剤の種類及び防除時期等を提案すること。
提案及び現場の状況により、監督員と協議のうえ変更するものとし、変更薬剤については、使用材料承認願を提出し、監督員の承諾を受けること。

4 除草

- ① 肩掛け式の草刈り機を使用する場合は、保護メガネを着用して、目に対する事故を防ぐこと。
- ② 除草剤を散布した部分の抜根除草及び機械除草は、除草剤を散布した後、10日を経過した後にすること
- ③ 用水周辺を除草する場合は、切り草を用水に落下させないように注意して除草すること。
- ④ 肩掛け式草刈り機で芝生の除草を行う場合、芝の残存の長さは、芝刈り機による芝刈りと同程度とする。
- ⑤ 除草後の切り草等廃材は、即日場外搬出・処分し、場内に仮置きしないこと。
また、その処分は、廃棄物処理法等関係法規を遵守し、適正に処分すること。

第14条 注意事項

1 岡東浄化センター

- ① 岡東浄化センターの施設見学コース付近の作業を行うときは、事前に監督員の承諾を得ること。
また、作業の実施に際しては、剪定枝の落下・病害虫防除薬剤の拡散等による迷惑を来場者等にかけることのないように十分注意すること。
- ② 下記の2つの場所については、特に修景を要する場所であり、丁寧に剪定を行うこと。
岡東浄化センター正門近辺
岡東浄化センター管理棟築山廻り
- ③ 浄化センター内は大型トラック等通るため、十分注意しながら作業すること。

2 岡東浄化センターポンプ場

- ① 作業の実施に際しては、剪定枝の落下・病害虫防除薬剤の拡散等による迷惑を来場者等にかけることのないように十分注意すること。
- ② 下記の場所については、特に修景を要する場所であり、丁寧に剪定を行うこと。
岡東浄化センターポンプ場廻り

3 吉井川浄化センター

- ① 除草は、機械による除草を、夏季1回 冬季1回の2回実施する。
雑草部とインターロッキングブロック舗装部を夏季1回（11867.6㎡）
雑草部を冬季1回（11849㎡）
- ② 除草剤は、インターロッキングブロック舗装部のみへ1回散布する。
ラウンドアップマックスロード散布（インターロッキングブロック舗装部のみ18.6㎡）
インターロッキングブロック舗装部の機械除草が終了後少々期間をあけて草の芽が出初めたころ除草剤を散布する。

- ③ 移動脱水車が入場する曜日があるため、事前に監督員と協議し作業すること。
脱水車が脱水作業中は、脱水車に近い場所の除草はしないこと。
脱水作業終了後は、車両が停車していても除草作業可とします。

4 金岡ポンプ場

- ① 金岡ポンプ場の薬剤防除については、現場施工の日程を、施工の7日前までに監督員に連絡すること。
- ② 除草は、除草剤を散布した後、10日を経過した後に行うこと。

5 政津ポンプ場

- ① 政津ポンプ場の剪定については、隣地境界線を越えた樹については、見栄えは問わないので極力剪定すること。
- ② 強剪定は、隣地境界線を越えている枝を敷地内で剪定できるまで小さく形を整える。
- ③ 除草は、除草剤を散布した後、10日を経過した後に行うこと。

6 瀬戸浄化センター

- ① 瀬戸浄化センターの剪定については、隣地境界線を越えそうな枝については、見栄えは問わないので極力剪定すること。
- ② 現地の委託業者及び監督員と十分に協議の上作業に入ること。

7 その他

- ① 樹木の適正な育成を図るため、樹木に異常が発見された場合は、随時監督員と打合せの上、必要な措置を講ずること。
- ② 作業日報には、施行した業務内容・天候・期日・時間・人数等を記載すること。
- ③ 業務の施行範囲内の樹木において、枯死木・新植木・樹木撤去跡があった場合は、報告書(樹種・場所・寸法・面積・数量等明記)に整理して提出のこと。
- ④ 道路を利用して作業を行う場合は、管轄警察署に道路使用願を提出し、通行人及び他車の通行を妨げることなく、安全に対して万全の策を講ずること。
- ⑤ 枯損木などは、監督員と協議し、適切な処置を施すこと。
- ⑥ 樹種による特殊性を考慮しながら剪定・防除等の管理を行うこと。
- ⑦ 作業上のミスにより発生した枯損木については、同種・同寸法の樹木を受託者の責任を受託者の責任において講ずること。
- ⑧ 現場施行を行う場合は、事前に監督員へ連絡すること。
- ⑨ 東部クリーンセンターには剪定ごみの搬入はできない。

8 業務履行にあたり、仕様書、図面に疑義を生じた場合には、監督員と協議により業務を履行するものとする。

9 入札に参加するものは、次の資格の全てを有するものを雇用していること。 (それぞれの資格を複数人で有するものとする、)

- (1) 造園施工管理技士
- (2) 造園技能士

第15条 添付図面等

1, 岡東浄化センター樹木管理表	1部
2, 岡東浄化センターポンプ場樹木管理表	1部
3, 吉井川浄化センター樹木管理表	1部
4, 金岡ポンプ場樹木管理表	1部
5, 政津ポンプ場樹木管理表	1部
6, 瀬戸浄化センター樹木管理表	1部
7, 施設位置図(全6機場)	1部
8, 岡東浄化センター管理棟廻り植栽図	1部
9, 岡東浄化センター正門廻り植栽図	1部

10 , 岡東浄化センター脱水機棟廻り植栽図	1部
11 , 岡東浄化センターポンプ場廻り植栽図	1部
12 , 公園周辺図	1部
13 , 公園図面	1部
14 , 吉井川浄化センター植栽図	1部
15 , 金岡ポンプ場植栽図	1部
16 , 政津ポンプ場植栽図	1部
17 , 瀬戸浄化センター植栽図	1部